

令和4年第5回菊池市教育委員会会議録

日時 令和4年5月20日（金）午後1時30分
場所 キクロス大研修室
出席者

教育長	音光寺 以 章
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	渡 邊 和 雄
教育委員	増 永 幸一郎
教育委員	城 聡 子
教育部長	村 田 義 喜
教育審議員	久 保 敦 嗣
学校教育課長	倉 原 桂 一
生涯学習課長	古 庄 和 彦
社会体育課長	宮 本 健
学校給食管理室長	富 田 信 幸
菊池市公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	西 野 浩 史
学校教育課指導主事	木 村 誠 希
学校教育課総務係長	岩 根 貴 史

17 / 17人

日 程

1. 開 会
2. 議事録承認
3. 教育長の報告
4. 議案案件
 - 議案第39号 菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置条例の制定について
 - 議案第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第41号 菊池市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第42号 菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第43号 菊池市泗水B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第44号 菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第45号 菊池市英語検定料補助金交付要綱の制定について
 - 議案第46号 菊池市立小中学校規模適正化基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
 - 議案第47号 菊池市例規の見直しに伴う学校教育課関係要綱の整理に関する要綱の制定について

- 議案第48号 他校通級実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議案第49号 菊池市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議案第50号 菊池市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議案第51号 菊池市例規の見直しに伴う社会体育課関係要綱の整理に関する要綱の制定について
- 議案第52号 菊池市文化研究所設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

5. 報告案件

報告第 8号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況（2022年4月末現在）について

報告第 9号 菊池市学校プール個別施設計画について

6. その他

7. 教育委員会各課からの事務連絡等

①行事予定について

②次回の教育委員会議

令和4年6月20日（月） 13：30～ キクロス大研修室

開会

音光寺教育長 では、御起立をお願いします。

ただいまから、令和4年第5回菊池市教育委員会議を開会いたします。よろしくをお願いします。

議事に従い、議事録の承認についてを議題とします。

教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和4年第4回菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議がありませんので、令和4年第4回菊池市教育委員会の会議録については、承認することに決定します。

次に、教育長の報告を議題とします。私より報告いたします。

1番目に動静についてです。4月22日、事業進行管理ヒアリング。青少年育成市民会議推進委員の全体会。

25日月曜日と同じく事業進行管理ヒアリング。管内四者人権同和教育研修会は、コロナのため中止となりました。

27日水曜日、肥後古代の森協議会理事会。

5月6日金曜日、管内教育長会議。熊本県文化財保護協会役員会が熊本市で行われました。

5月9日月曜日、熊本縣市町村教育委員会総会は、コロナのため中止になりました。しかしながら、都市教育長協議会総会を実施しております。また菊池前進塾開塾式が行われました。

5月10日火曜日、菊池市内小中学校長会議。

11日から13日は、全国都市教育長会理事会・総会・研修会が山口市で行われました。約500名の参加がありました。

14日土曜日、部落解放全国女性集会在熊本市で行われました。参加者は約600名ということでした。

16日月曜日、菊池市国営鞠智城歴史公園設置促進期成会総会が行われました。新しく就任された白石県教育長も参加されております。

17日火曜日、B&G南九州ブロック総会が、沖縄の予定でしたが、コロナのためZoom会議で開催されました。

19日木曜日、史跡調査検討委員会で、菊之城史跡の国指定に向けた委員会が行われました。

本日、20日金曜日、教育委員会議、またキクロスカレッジの運営委員会を行っております。

2番目に、管内教育長会議が5月6日に行われましたので、その報告をいたします。

1点目に、成尾事務所長からのお話で、新しくなられました白石熊本県教育長

の言葉について話がありました。チームワークで仕事、仕事を一人で抱え込まない。情報の共有化。不可能を可能に、「できない」ばかり言わず、できないことをできるようにするためにはどうするかをおっしゃっております。

それから、初動対応の重要性について、働き方改革、この5点を重点として今年度は取り組んでいくというお話でした。

所長からは、組織力を向上させること。危機管理・安全管理の強化が必要だということをお話されました。

次に、坂本管理主事からは、不祥事防止・事故防止について。人事評価制度について。36協定についての話がありました。36協定とは、事務の先生や学校栄養職員の先生方が時間外をする場合に、校長と時間外勤務についての協定を結ぶことになっておりますので、必ず各学校で結んでいただきたいという説明です。

次に、笠指導課長と指導主事からは、学校訪問について。低学年わくわく学習支援配置事業についての説明がありました。このわくわく支援配置事業については、今年度から低学年の学力保障として取り組むということです。具体的には、今後、またお知らせしたいと思えます。

3番目として、市内小中学校長会議で私が話したことです。

初めに、5月の連休中は事故等の報告もなく、安全に児童生徒が暮らせたことに感謝しております。

5月1日の学級編制、菊池市内の児童生徒数です。児童数が2,531名、昨年度より52名減。中学校の生徒数が1,240名、昨年度より58名減。総計3,771名、昨年度より合計で110名減っております。学級数につきましては前回お話ししたとおりです。179学級、通常が137、特別支援が42学級になります。残念ながら、菊池市は児童生徒数が年々減少しています。

菊池前進塾が5月9日に開塾しました。このときに壺溪塾の先生から生徒に講話をしていただきました。そのときに、「予習と学校の授業と復習、この三つを重要な順番に1、2、3とつけてください」とお話がありました。その中でお話しされたのが、1番は学校の授業、2番は復習、3番は予習と、まさに学校で指導しているとおりでした。日頃の授業が大事ということ。それと、生活習慣においては睡眠をしっかりとること、高校生でも7時間は寝なさいというお話でした。やはり基本的な生活習慣がベースになります。どんなに睡眠時間を短くして勉強しても効果はあまり上がらない。

もう一つは、量と質というお話がありまして、先ほど言いました「量」をたくさんやっても効果は上がらない。質を高める。質は何かというと、内容をしっかり理解すること、理解して覚えなければいけない。まさに学校で先生方がおっしゃっている話と同じです。だから、日頃の授業がいかに大事かということです。非常に生徒たちは真剣に聞いていました。前進塾には1年生から3年生の65名の参加がありました。そのうち菊池農業高校から3名、菊池女子校から1名の申込みもあっております。

次に、人事評価ですが、目標設定を6月15日までということで、特に学校教

育目標との整合性、職種にふさわしい目標として事後に成否が判断できるかどうかという観点の話をしています。本年度から授業改善に関する具体的な取組を設定するというので、先生方一人一人が授業改善を意識して取り組むよう県から通知が来ております。

連絡事項としては、安心安全な学校をつくるということで、明日、小学校、中学校の体育大会が行われますが、まず、体育大会、運動会の目標を明確にすること。子供たちや先生方の良さや頑張りを見だし、個性を生かして集団の力を引き出してほしいこと。また、安全面としては、コロナ、熱中症、PM2.5の対策、それと競技の内容や設備、テントが飛んだとか、看板が倒れてけがをするといったことがないように、安全対策をしっかりとやることをお願いしております。

特に事故が起きてからでは遅いので、練習や準備段階でしっかりチェックをしていただきたいということです。

欠席や見学者への対応、それと競技種目や時間等も、児童生徒の意見をしっかりと聞いて内容を考えていただきたいと話しております。

先生方の指導の状況、勤務状況、児童生徒との関係もしっかり見ていただきたいし、PTAや地域の方への配慮等をお願いしております。

次に、各学校の通学路の点検、危険箇所、横断箇所、梅雨や大雨の前に再度確認をお願いしたい。また、いじめ、不登校関係の未然防止、早期発見早期対応をするということで、特に不登校が5月連休明けに増えてきますので、そこをお願いしております。

人権教育・啓発の充実について、4月21日に人権教育主任研修会を行いました。PTA総会での啓発をお願いしております。

不祥事防止については記載のとおりですが、特に児童生徒・保護者とのメール等のやり取りは禁止になっておりますので、必要な場合は必ず届け出て、校長の許可が必要ということを確認しております。教育支援事業の有効活用についてもお願いしております。

その他で、本年度、文科省から「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き」が出されました。これは、年長さんと小1のつながりがうまくいっていないのではないかとということで、今、文科省がモデル地域を設けて、保育園、幼稚園の年長さんのなりたい姿と、小学1年生で達成する姿が一致しているかどうか、そこに向かってきちんと連携して育てているかを研究して、幼稚園・保育園から小学校へのスムーズなつながりができるようにということで進められているところです。今後、幼保小の連携に重要な視点になりますので、そういった話をしております。

今後の予定ですけれど、あしたは市内の中学校の体育大会で、北小と北中は合同で行われます。

22日、市議会選挙はなくなりました。

23日、菊池地域人権・同和教育連絡協議会の総会、それと地域未来塾の運営委員の会議が行われます。

24日、庁議、行政改革推進本部会議。
26日、菊池市不登校対策研修会。
27日、菊池市防災会議。
28日、隈府小・旭志小学校の運動会。
29日、その他の小学校の運動会です。
31日、菊池市幼・保、小、中連絡協議会。
6月1日、熊本県人権啓発推進協議会総会と菊池市特別支援教育連携協議会。
それと西留安雄先生による授業改善指導が1日と2日に行われます。
2日、菊池支部解放子ども会の辞令交付式開講式。
3日、管内教育長会議。
4日、キクロスカレッジ開校式。
6日、社会を明るくする運動総会、市民会議総会。
7日、臨時議会、スクールサポートチーム全体会。
8日、庁議。
15日、水曜日が市内小中学校長会議。
17日、市長記者会見、菊池郡市中体連が17日から19日に行われます。
20日、教育委員会議となっております。
ただいまの教育長の報告について、質疑等はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 ないようですので、これで教育長の報告については終わります。
では、議事に入りたいと思います。
なお、本日は、課ごとに一括した議題といたします。
議案第39号、議案第40号及び議案第45号から議案第48号までを一括議題とし、事務局から説明をお願いします。
倉原課長。

倉原学校教育課長 学校教育課です。よろしくお願いたします。
議案書の1ページをお開きください。
議案第39号、菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置条例の制定について。
提案理由。地方自治法第138条の4第3項の規定により、執行機関の附属機関を設置するには条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由です。
2ページをお願いします。条例の主なものを説明します。
第1条設置。教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第16条の規定により、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2条所掌事務。教職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置、児童生徒性暴力等に関する措置、専門家の協力を得て行う調査、児童生徒等の保護及び支援等に関すること、その他市長が児童生徒性暴力等の防止及び解決のために必要と認める事項に関することとしております。

次に、第3条になります。(1)から(11)まであります。ここは御覧のとおりとなります。

第2項におきまして、委員の任期は2年とし、委員が欠けたときは補欠の委員を置くことができるとしております。

飛ばしまして、第4条、協議会に、会長及び副会長を置く。会長は教育長とし、副会長は教育部長とするとしております。

飛ばしまして、第8条になります。協議会の行う会議は公開しない。

第9条庶務は、学校教育課において処理するとしております。

第10条、この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるとしております。

附則、この条例は公布の日から施行するとしております。

次に、4ページをお願いします。議案第40号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由としましては、菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会の設置に伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

新旧対照表にて御説明申し上げます。6ページをお願いします。

別表、その他の特別職の部、市民会館あり方検討委員会委員の款の次に次のように加えます。児童生徒性暴力等対策連絡協議会委員。委員と識見委員としております。日額の3,700円と2万円。

附則、この条例は、公布の日から施行するとしております。

続きまして、24ページをお願いします。議案第45号、菊池市英語検定料補助金交付要綱の制定について。

提案理由は、英語検定料補助金事業を実施するに伴い、要綱を制定する必要があるためでございます。

この要綱は令和元年から3年度までの期間を定めて制定しておりました。今回、内容を検討した結果、受験者数の増加や英語力向上の成果が見られております。

別紙の議案第45号関係参考資料を御覧ください。1ページは、令和元年度から3年度までの英検補助申請者数の増加を表しております。また、2ページは、英検3級取得及び相当以上の英語力を有する中3生徒割合となります。また、令和3年8月に策定しました教育振興基本計画では、中学校卒業段階での英検3級相当取得率を令和7年度目標としまして40%としていることから、今後も菊池市立中学校の生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、引き続き本要綱を制定するものでございます。

25ページをお願いします。要綱の内容としましては、目的、補助対象者及び補助金の額等の変更はございません。変更点としましては、附則の施行期日を「令和4年4月1日からの適用」とし、2項を「この要綱は、平成7年3月31日限

り、その効力を失う」に変更したものでございます。

次に、36ページをお願いします。

議案第46号、菊池市立小中学校規模適正化基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について。

提案理由は、菊池市役所組織規則の一部改正に伴い課名が変更になることから、要綱の一部を改正する必要がある。これが要綱案を提出する理由でございます。

新旧対照表にて御説明いたします。38ページをお願いします。

第6条第5項中「部、会長」を「、部会長」に改める。

別表中「企画振興課長」を「地域振興課長」に、「商工観光課長」を「商工振興課長」に改める。

附則、この要綱は、告示の日から施行し、改正後の菊池市立小中学校規模適正化基本計画策定委員会設置要綱の規定は、令和4年4月1日から適用するとしております。

次に、40ページをお願いします。

議案第47号、菊池市例規の見直しに伴う学校教育課関係要綱の整理に関する要綱の制定について。

提案理由は、例規の見直しに伴い、学校教育課関係要綱の整理に関する要綱を制定する必要があるものでございます。

新旧対照表にて説明いたします。43ページをお願いします。

第1条関係、第1条中「同施行令第9条」を「同令第9条」に改める。

第4条中「前2条の表「必要書類」欄中」を「別表第1必要書類の欄において」に改め、「あるの」を削り、「菊池市教育委員会」を「教育委員会」に改め、「第12号」の次に「。以下「規則」という。」を加え、「(様式第5号)、」を「(規則様式第5号)をいい、別表第2必要書類の欄において」に、「様式第8号」を「規則様式第8号」に、「によるものとする」を「をいう」に改める。

別表第1中「第2条」の次に「、第4条」を加え、別表第2中「第3条」の次に「、第4条」を加える。

次のページをお願いします。

第2条関係、第1条中「という」の次に「。」を加える。第4条中「の各号」を削る。

第3条関係、第1条中「という」の次に「。」加える。第2条中「81条」を「第81条」に改める。第4条中「の各号」を削る。

第4条関係、第1条中「菊池市教育委員会」を「教育委員会」に、「第8条」を「第8条第1項の規定」に改める。第2条中「の各号」を削る。第4条中「うえ」を漢字の「上」に改めます。

第5条関係、第2条第1号中「Km」を「km」と小文字の全角に改める。第3条第1項中「の各号」を削る。第4条中「前条第1項」を「前条第1項第3号」に改める。第5条第1項第1号中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第3条第3号」を「第3条第1項第3号」に改めます。

第6条関係、第1条中「。以下「規則」という。」を削る。第4条中「の各号」

を削ります。

次に、49ページをお願いします。

議案第48号、他校通級実施要綱の一部を改正する要綱の制定について。

提案理由は、例規の見直しに伴い要綱の一部を改正する必要があるためでございます。

51ページをお願いします。

第1条中「第73条の22」を「第140条」に、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則、この訓令は令達の日から施行するとしております。

以上で学校教育課からの説明を終わります。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について質疑及び御意見はございませんでしょうか。
生田委員。

生田委員 議案第39号を制定することになった理由というか。大体想像はつきますけれど、それと、他の市町村で同じような条例があるかどうかをお尋ねします。

音光寺教育長 久保審議委員。

久保教育審議員 この法は昨年度公布されました。施行前でしたが、昨年度の不祥事対策を基に準備をしておりました。この条例をつくることによって各学校における抑止力になるという捉え方で、基本的に調査などを中心にした協議会を目指そうということで練ってきた経緯がございます。今年度、4月1日に法が施行されましたので、早速取り掛かり、他の市町には無い条例でしたので、中身を慎重に議論しまして、できるだけ細かに書かず、これからの改正も含めて良いものをつくっていかうということで進めてきたところです。
以上です。

生田委員 ありがとうございます。

音光寺教育長 他にありませんか。渡邊委員。

渡邊委員 議案第46号で、教育委員会に聞くべきか分かりませんが、旧の企画振興課が、地域振興課になりました。商工観光課が商工振興課になりましたというのは市役所の組織が変わったということですが、なぜ変わったのか。議会で誰かが質問して、こういう名前に変えようとか、色々あると思うんですけど、その辺がお分かりになりましたら教えてください。

音光寺教育長 倉原課長。

倉原学校教育課長 課名等の変更におきましては、市長部局で、機構改革による課の編成を行っております。

音光寺教育長 村田部長。

村田教育部長 渡邊委員から課の変更についての質問ですが、これは議会から質問があったというわけではございません。行政を行う上で、より、そちらのほうに密接になるというところで企画振興課から地域振興課へ、また商工観光課を商工振興課と観光振興課に分けて、より力を注ぐということでの課名変更でございます。そういう意味で組織改革がなされたところでございます。
以上です。

音光寺教育長 渡邊委員。

渡邊委員 もう一ついいですか。市役所に聞くべきかもしれませんが、ということは、企画という部署はなくなるんですか。

音光寺教育長 村田部長。

村田教育部長 企画部門につきましては、市長公室のほうへ統合されております。市長公室の中で企画を行っていくこととなります。

音光寺教育長 渡邊委員。

渡邊委員 分かりました。役所は受け身だけではなくて、企画立案できるような役所になればいけないと思います。それで企画がどこに行くか聞いてみたんですけど、市長公室に入るということで、そちらのほうがいいかもしれません。
以上です。

音光寺教育長 ほかにありませんか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、採決いたします。

議案第39号、議案第40号及び議案第45号から議案第48号までは、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第39号、議案第40号及び議案第45号から議案第4

8号までは原案のとおり可決することに決定します。

次に、議案第41号、議案第42号、議案第49号及び議案第50号を一括議題とし、事務局から説明をお願いします。

古庄課長。

古庄生涯学習課長 生涯学習課でございます。よろしくお願いいたします。

議案書7ページをお願いいたします。初めに、議案第41号、菊池市市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、菊池市例規の見直しに伴い条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、9ページから11ページの新旧対照表にて御説明させていただきます。

改正箇所は、11ページの別表第2、備考の(6)になりますけれども、現行では「使用料は」としていたものを改正案の「使用料(冷暖房使用料を除く。)は」に改めるものでございます。

これは文化会館の大ホール以外の施設になりますが、具体的には、9ページの下段に記載の、小ホール、それからグランドロビー、それから10ページの上段の練習室等の利用について、営利を目的として使用する際の冷暖房使用料の取扱いを整理するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

続きまして、議案書12ページをお願いいたします。こちらは公民館の案件になります。

議案第42号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由としましては、菊池市例規の見直しに伴い条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、14ページから16ページの新旧対照表にて御説明させていただきます。

改正箇所は、14ページの別表第3の左側に記載の中央公民館、七城公民館、旭志公民館、15ページの泗水公民館の使用料になりますけれども、改正案を見ていただくと、改正案としまして摘要欄の「左記金額」の前に「会場使用料に限り」を加えるものでございます。また、15ページ下段から16ページの上段にかけての別表第4、こちらは、花房、戸崎、龍門、迫間、水源支館の使用料についても、改正案としまして、摘要欄の「場合は」の次に、「会場使用料に限り」を加えるものでございます。

こちらの議案も市民会館と同様に、営利を目的とした団体・企業等が使用する際の冷暖房使用料の取扱いを整理するものでございまして、公布の日から施行することとしております。

続きまして、議案書52ページをお願いいたします。議案第49号、菊池市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてござい

ます。

提案理由は、文言整理のため要綱の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、54ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第3条中1行目の現行の「及び」を改正案としまして「、」に、それから、2行目「、これら」を「及びこれら」に、それから漢字の「関わらず」を平仮名の「かかわらず」に、「菊池市社会教育委員会」を「菊池市社会教育委員の会議」に改めるものでございます。

なお、この要綱は公布の日から施行することとしております。

続きまして、55ページをお願いいたします。

議案第50号、菊池市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する要綱の制定についてでございます。

提案理由としましては、菊池市役所組織規則の一部改正に伴い課名が変更になることから、要綱の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、57ページの新旧対照表をお願いいたします。

別表第2中、「企画振興課長」を「地域振興課長」に、「商工観光課長」を「観光振興課長」に改めるものでございます。

なお、この要綱は告示の日から施行し、改正後の菊池市生涯学習推進本部設置要綱の規定は、令和4年4月1日から適用することとしております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

音光寺教育長 では、ただいまの説明に質疑及び御意見はありますか。

委員一同 なし

音光寺教育長 それでは、質疑はないようですので、採決いたします。

議案第41号、議案第42号、議案第49号及び議案第50号は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第41号、議案第42号、議案第49号及び議案第50号は原案のとおり可決することに決定します。

では次に、議案第43号、議案第44号及び議案第51号を一括議題とし、事務局から説明をお願いします。

宮本課長。

宮本社会体育課長 社会体育課の宮本と申します。

議案書の17ページをお願いいたします。議案第43号、菊池市泗水B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、菊池例規の見直しに伴い条例の一部を改正する必要がある、これ

がこの条例案を提出する理由でございます。

内容につきまして、19ページの新旧対照表にて御説明させていただきます。

現行条例につきまして、施設名、ミーティングルーム。区分、電気使用料、市外者200円としていたものを市外者100円に、また、冷暖房使用料につきまして、市内者と市外者とで区分して、300円、600円とそれぞれしておりましたものを、改正案としまして一律1時間300円とするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第44号を御説明させていただきます。

菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、菊池市例規の見直しに伴い条例の一部を改正する必要がある、これがこの条例を提出する理由でございます。

22ページ及び23ページの新旧対照表にて御説明させていただきます。

まず、現行でございます。施設名は菊池市営水迫グラウンド、菊池市営河原グラウンド、菊池市営迫間グラウンドについてでございます。現行ではございませんでしたが、改正案としまして、照明使用料、市内者、市外者を共に200円と改めるものでございます。

次に、菊池市営七城総合グラウンドのテニスコートクレー1面については省かせていただいております。

また、同じく施設名、菊池市営七城総合グラウンド救護室につきまして、冷暖房使用料として30分100円を追加するものでございます。

続きまして、菊池市営泗水グラウンドでございます。こちらの管理棟につきまして冷暖房使用料として1時間100円を追加するものでございます。

今申し上げました救護室及び管理棟冷暖房につきましては、スポーツ活動以外で利用する場合の使用料3倍から除くというふうに改めております。

最後に備考のところになりますが、照明の件でございます。ただし、別表第2中冷暖房使用料には、この規定は適用しないということを追加しております。

以上になります。

続きまして、58ページをお願いいたします。議案第51、菊池市例規の見直しに伴う社会体育課関係要綱の整理に関する要綱の制定についてでございます。

提案理由は、文言整理のため要綱の一部を改正する必要がある、これがこの要綱案を提出する理由でございます。

説明につきましては、60ページの新旧対照表にて御説明させていただきます。

まず、60ページ、菊池市B&G財団事業参加補助交付要綱の一部改正でございます。

第1条中「取り扱い」の「り」を省いて「取扱い」と改めております。

3条につきまして「の各号」を削ります。

それから、第6条各号列記以外の部分中「掲げる」の前に「次に」を加えます。

第9条中「補助金交付確定通知書」を「補助金交付額確定通知書」に改めます。

続きまして、新旧対照表62ページになります。

菊池市社会体育施設整備補助金交付要綱についてでございます。

第2条中「、は」を「は、」に改めます。

第4条中の各号を削ります。

第6条中「但し」を平仮名の「ただし」に改めます。

続きまして、新旧対照表63ページになります。

菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金補助金交付要綱についてでございます。

第5号中「、第2号」を「又は様式第2号」に改めるものでございます。

なお、この要綱は公布の日から施行するものでございます。

以上です。

音光寺教育長 では、ただいまの質問について、質疑及び御意見はございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 それでは、質疑がないようですので、採決いたします。

議案第43号、議案第44号及び議案第51号は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第43号、議案第44号及び議案第51号は原案のとおり可決することに決定します。

次に、議案第52号を議案とし、事務局から説明をお願いします。

安永館長。

安永菊池市中央図書館長 それでは、議案第52号について御説明させていただきます。64ページをお開きください。菊池市文化研究所設置要綱の一部を改正する要綱の制定についてでございます。

提案理由は、文言整理のために要綱の一部を改正する必要があるためでございます。

66ページを御覧ください。新旧対照で説明させていただきます。

まず、題名が「菊池市文化研究所設置要綱」となっているのを「菊池文化研究所」というふうに改めるものでございます。

また、第2条中の各号を削るものでございます。

菊池市文化研究所ではなくて菊池文化研究所ということで、特に菊池市文化研究所となると市制施行後となって、それまでのものが入らないんじゃないかと思われる方もいらっしゃるということで、誤解を招かないように菊池が育んできた文化を研究して、それを蓄積していきたいということで、菊池文化研究所という名称に変更するものでございます。

以上でございます。

音光寺教育長 では、ただいまの説明に質疑及び御意見はありますでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、質疑がないようですので、採決いたします。

議案第52号は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第52号は原案のとおり可決することに決定します。

では次に、報告案件に入ります。

報告第8号、菊池市内小中学校の不登校いじめの状況の説明を事務局よりお願いいたします。

西野指導主事。

西野学校教育課指導主事 それでは、報告をいたしますので、お手元のいじめ不登校の報告案件資料を御覧ください。報告を始めさせていただきます。

では、報告資料の1ページを御覧ください。

1段目のグラフは、不登校傾向のグラフとなります。10日以上30日未満欠席している不登校傾向の児童生徒は、4月末現在で、小学生12名、中学生21名で、合計33名となります。

次に、4月のいじめの報告につきましては、小学校、中学校ともに、いじめなしの報告を受けております。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。

上段のグラフは、令和4年度の適応指導教室利用状況を示しています。4月は新学期を迎えましたので、原則として適応指導教室を利用せずに、新しい学級等の環境の下でまずは学級担任が中心となって学校復帰へつなげていくことをお願いしておりましたので、適応指導教室の申請はゼロとなっております。

次に、2段目のグラフからは、それぞれの適応指導教室の相談件数と相談内容を載せております。

資料の3ページを御覧ください。三つの適応指導教室の4月の相談件数を下段のグラフに示しております。菊池教室28件、七城教室28件、泗水教室5件、合計で61件の相談がありました。

相談内容としましては、昨年度まで適応指導教室に通っていた子供が学校に行けるようになったことのお知らせや保護者からのお礼、あるいは学校との今後の連携など、成果として次の段階へ向けての相談等がっております。また、新学期を迎えまして、学習への不安や生活リズム等に関して、児童生徒と直接関わる教職員からの相談も多くありました。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。心の教室相談員の利用状況を中

学校相談室ごとにまとめております。

4月の心の教室相談件数は、菊池北中で11件、菊池南中が15件、七城中12件、旭志中10件、泗水中12件で、合計60件となっております。

相談の内容としましては、学級で頑張っている授業を受けられるようになってきた生徒が緊張あるいは疲れについて相談をしたり、新しい人間関係づくりへの心配事など、新しい気持ちで目標を持って頑張ろうとしている生徒の不安などの相談が多くなっております。そのような生徒たちが気持ちを落ち着かせたり、すっきりした気持ちになるよう相談員のほうに対応をしております。

最後に6ページを御覧ください。

1段目のグラフは、菊池市スクールソーシャルワーカーへの相談件数となります。4月は25件の相談で、主に学校への支援を行っております。昨年度の4月と比較しますと、昨年度4月は12件の相談でございました。今年度当初に全ての学校とSSWの顔合わせを行っておりますので、相談しやすい体制ができていくことも一つの要因と考えられます。

次に、学校支援コーディネーターの相談対応件数は40件となります。年度当初に、各学校が専門機関とつなぐための窓口が学校支援コーディネーターであるということを校長会でお願いしてまいりました。こちらも4月から多くの相談が寄せられており、SSW等の専門家、専門機関へのつなぎを行っているところでございます。

報告は以上となります。

音光寺教育長 では、ただいまの報告について質疑及び御意見はございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、ないようですので、次に行きたいと思っております。

報告第9号、菊池市学校プール個別施設計画についての説明を事務局よりお願いいたします。

倉原課長。

倉原学校教育課長 学校教育課です。よろしく申し上げます。

報告第9号になります。7ページになります。

菊池市学校プール個別施設計画について。

目的は、市内小中学校のプール施設の老朽化及び今後施設の改修が必要になってくること、学校現場におきまして、薬品を用いる水質管理業務の負担や給水設備の操作ミス等、負担とリスクが増大していることから、施設の維持管理の効率化を目指すとともに、職員の働き方改革の観点から学校現場での施設管理業務の低減を図るため、集約化を含めた学校プール施設の在り方を検討し、個別計画を策定するものでございます。

対象としましては、市が保有する学校プール、小学校が10校と中学校2校と

なります。

主な調査内容は、授業等で使用するプールの利用状況調査とプール施設の維持管理に係る費用、劣化度、修繕履歴の調査となっております。

計画策定までのスケジュールですけれど、まず、5月の下旬に計画策定の業務受託者の決定・契約、6月から机上調査に入りまして、7月下旬には現地調査に入りたいと思っております。随時、庁内の協議を経まして、1月の下旬に行革本部会議で審議をされ成果品が出た後に、3月の教育委員会で報告したいと考えております。

その他としまして、計画策定後は市全体の施設整備計画と調整しながら、着手可能なものから対応していこうと考えております。

以上でございます。

音光寺教育長 では、ただいまの報告について、質疑及び御意見はございますでしょうか。
増永委員。

増永委員 4番のスケジュールに関してですけれど、現地調査が7月の下旬となっておりますが、ちょうど学校が休みになる頃を狙ってこの事業を設定されているのか、使っている状況も含めて調査をされるのか、その辺はいかがでしょうか。

音光寺教育長 倉原課長。

倉原学校教育課長 基本的に学校を使用中、授業中のときは、できるだけ調査に入らないように考えています。学校との調整も必要ですけれど、前提としましては夏休みの長期休業の間に調査を入れることを想定しております。

音光寺教育長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

中学校は、泗水中と旭志中がB & Gプールを使用、七城中は七城小と一緒にプールを使用していることから2校ということです。

では、よろしいでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、その他に入ります。事務局から何かありますでしょうか。

事務局 ありません。

音光寺教育長 では、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。
皆さん、御起立をお願いします。お疲れさまでした。

— 了 —